

やすらぎ いきいき 輝く街 ぶっさ

# 福生の教育

◆発行・編集  
福生市教育委員会  
事務局庶務課  
〒197-0005  
福生市北田園2-9-1  
(中央体育館内)  
電話 552-7711  
FAX552-2622

## 平成十七年度福生市教育 委員会の基本的な考え方

平成十七年第一回市議会定例会において、山田教育委員長が教育委員会の基本的考え方を説明いたしました。以下、要旨を掲載します。



それぞれが責任を果たしてこそ、その成果が上がるものとの認識に立ち、すべての市民が参加する教育の実現を目指してまいります。

次に基本方針として、教育目標を達成するために4つの柱を立て、施策を総合的に推進してまいります。

基本方針1では、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成を掲げて、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心を持ち、自立した個人を育てる教育を推進します。

また、学校においては、規律ある教育活動を推進するとともに、安全に過ごせる学校環境を構築してまいります。

基本方針2では、「豊かな個性」と「創造力」の伸長を掲げて、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、わが国の伝統や文化を理解し、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進することと

しています。特に、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、個に応じた教育を推進してまいります。また、特別支援教育の充実を図って

平成十七年度の教育目標は、子どもたちが知性・感性・道徳心や体力をはぐくみ、人間性豊かに成長することを目標として掲げました。教育は、学校・家庭・地域

いきます。

基本方針3では、「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興を掲げて、学習と社会参加の推進を図るため、生涯学習の振興・充実の支援に努めます。

文化・スポーツ面では、芸術文化に親しむ機会の提供と文化施設の維持管理、文化遺産や資料の保存活用を通じた郷土理解の推進、体育施設やスポーツ教室を充実し、活動組織づくりや指導者の育成などの支援を行ってまいります。

基本方針4では、「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進を掲げ、教育活動の積極的な公開、学校評議員制度の活用及び外部評価を導入し、開かれた学校づくりを一層積極的に推進することとしております。

校長のリーダーシップの確立、「主幹職」の学校組織内での一層の定着とその活用、学校の組織的な課題対応能力の向上を支援してまいります。教員の資質・能力の向上を図るために、教員研修の一層の充実を図ります。

効果的で透明性の高い開かれた学校運営に向けて、経営改善を図るとともに、子どもたちの登下校時などにおける安全の確保を図るため、学校、家

庭、地域等との協働を一層充実するよう支援してまいります。次に、教育目標を達成するための主な施策について述べます。

学校教育では、「個に応じた指導の充実」を目指し、少人数学習集団による授業を展開するとともに、教員の研修・研究を充実させ、「授業力」を向上させてまいります。

不登校問題への対応として、通級指導による情緒障害学級の一層の充実、福生市独自の指導補助員の配置、教育相談体制の充実、新たに「適応指導教室」を開設し不登校児童・生徒の学校復帰を目指してまいります。

中学校昼食対策では、本年4月からは第二中学校で実施を引き続き、第三中学校のランチルーム整備工事に取り組んでまいります。

以上、学校教育については、これまで以上に開かれた学校づくりを推進し、保護者の方々と地域の皆様との密接な連携を通して義務教育の一層の充実を図ってまいります。

生涯学習に関しては、福生



平成16年度ウォークラリー大会より

市生涯学習推進計画及び実施計画に基づいて、学校や地域、関係団体、市長部局などと連携し、学習の機会や利用しやすい施設の提供を図り、市民一人ひとりが豊かな学習活動が展開できるよう取り組んでまいります。

平成十七年度は、新たに子育て中の母親を対象に健康体力づくりの事業を実施してまいります。

一方、青少年の健全育成については、青少年問題協議会や青少年育成地区委員長会、関係行政機関等と連携し、環境浄化活動等を推進するとともに、自然とのふれあい事業や異年齢集団での活動事業など、各種事業の展開もしてまいります。

市民会館については、リニューアル工事に伴い、より市民に親しまれるホールづくりを目指します。

公民館事業については、本館の休館中においても他の施設を利用し、引き続き各年齢階層への学習機会の提供などに努め、サークルなどの自主活動団体との交流や地域とのネットワークづくりを推進してまいります。

図書館では、「福生市子ども読書活動推進計画」に基づき、地域・学校と連携を図りながら読書環境の整備に努めます。

文化の振興では、公民館まつりなどに取り組み、市民の方々が芸術・伝統文化などに親しみ、かつ、発表できる機会の提供を図ります。

スポーツの振興では、講習会等の開催、健康・体力づく

りに関する相談業務、地域指導者の育成及びスポーツ技術の向上などを目標とし、体育指導委員や福生市体育協会など各関係団体との連携を図りながら、環境整備に努めます。

以上のような学校教育と生涯学習社会における取り組みと市民との協働を目指していくため、教育委員会事務局の組織体制を見直します。

これは、生涯学習社会の中における学校教育の位置付けを明確にし、開かれた学校づくりの促進、学校現場に求められる地域・社会の力の支援を得ていくため、「次長制」を導入し「学社融合」の進展を図ります。

教育課題の解決、改善を図っていくため、指導室に主幹職を設け、学校教育分野の専門職を増強し積極的に取り組んでまいります。

最後に、平成16年度から学校教育に係ります施策を「教育推進プラン」としてまとめられていますが、その改定とともに、毎年度の推進事業につきまして各事業ごとに取組み状況や達成度を明らかにすべく、検討を進めていきたいと考えております。

教育改革は、「規制緩和」と「分権」の中で制度改革から教育本来の本来の中味への改革へと進んできております。国や都の教育改革の動向を見据えながら、引き続き我が福生市の教育行政全般にわたり、全力を傾注して取り組んでまいります。

以上、平成17年度福生市教育委員会の基本的な考え方についての説明といたします。

### 呼び方が変わりました 教頭が副校長に

学校教育法で定められている教頭の名称が平成17年4月1日から「副校長」になりました。

これは、教頭が校長と共に学校経営を担う立場を明白にするもので全般的に実施するものです。

### 教育推進プラン (学校教育編)

昨年度作成した教育推進プラン(学校教育編)を平成17年度用に改訂しました。

これは、学校教育の方向性を施策レベルで示したもので市内小中学校の教育課程の編成に活用されます。

以下、推進事業の内容を示します。

#### 《視点Ⅰ》心の教育の推進

- (1) 人権教育の充実  
ア人権に関する教育の充実  
イ啓発事業の実施
- (2) 道徳教育の改善・充実  
ア道徳性を高める教育の充実  
イ道徳教育の推進  
ウ規範意識を高める指導の充実
- (3) 心と体の健康づくりと安全教育の推進  
ア教育相談体制の整備・充

実

イ学校における教育相談体制の整備・充実  
ウ不登校問題への取り組み  
エ学校保健の充実

オ教育活動全体を通して計画的に行う健康教育の充実  
カ安全指導の充実  
キ小学校給食の充実及び中学校昼食の展開

(4) 体験的活動の推進と生活指導・進路指導の充実  
ア体系的な宿泊行事の実施  
イ生活指導の充実  
ウ進路指導の改善・充実

(5) 社会貢献の態度を育む活動の推進  
ア福祉教育の充実  
イ奉仕体験活動の推進  
ウ環境教育の推進

(6) 豊かな情操と日本人としてのアイデンティティを  
はぐくむ教育の推進  
ア郷土に対する愛着を育てる教育の展開  
イ日本の文化・伝統の継承

を図る教育の展開  
ウ芸術にふれる機会の充実



福生第六小学校へ寄贈されたビオトープ

#### 《視点Ⅱ》確かな学力の推進

(1) 基礎・基本の確実な定着を図る指導の工夫  
ア授業時数の確保と時程の工夫  
イ習熟度別指導の推進

ウ教科の指導方法の工夫・改善  
エ国語教育の重視  
オ学力向上を図るための調査の実施

カ心身障害教育の改善・充実  
キ適応指導教室の設置に向けた検討  
ク特別支援教育の在り方についての検討

(2) 個性を活かす学習指導の展開  
ア中学校選択教科の内容の充実  
イ教科指導の推進

(3) 自ら学び自ら考える力の育成  
ア問題解決的な学習指導の充実  
イ「総合的な学習の時間」の内容の充実

《視点Ⅲ》新しい時代に対応した学校づくりの推進

(1) 開かれた学校づくり  
ア学校評議員の活用  
イ学校情報の積極的な提供

ウ学校評価の実施  
(2) 特色ある学校づくり  
ア国際理解教育の充実  
イ小学校における英語活動の推進

ウ学校教育の情報化と情報教育の推進

#### 《視点Ⅳ》教育環境の整備

(1) 環境の整備  
ア安全で衛生的な学校施設  
イ児童・生徒の安全管理の充実

ウ学校の適正規模、適正配置の推進  
エ教材、教具の整備  
オ保護者負担の軽減

(2) 2学期制の検討  
(3) 学校選択制の検討  
(4) 奨学制度の充実  
(5) 表彰制度の検討

(6) 自由広場の活用  
(7) こども110番の家の整備  
(8) その他

### 教育随想

福生市文化財保護審議会会長  
高崎 勇作



昭和48年、文化財保護法の改正にともない当市でも文化財保護条例

を制定して市内の文化財総合調査を実施、現在までに約60点の登録文化財を選定して、その中の特に歴史上または学術上の価値が高いと認められたもの33点を「市指定文化財」とした。この市指定文化財は昭和58年ころまでは「市重宝」「市郷土資料」「市史跡」など形態によって区別して呼ばれていた。これらのうちの大半は書籍、建造物、仏像などで、伝統的な民族芸能とよばれるものが皆無であることはさびしいかぎりである。たとえば多摩地区の各地に継承されている獅子舞やそのほかの歌舞音曲などの伝統芸能がこのま

各段丘には多くの種類の樹木が生育して貴重な緑を提供している。昭和55年、当時の市長で石川常太郎氏は緑濃い段丘崖の一部を取り込んで、そこに市立図書館を建設して「文化の森」と命名した。現在文化の森の一部では樹木の萌芽更新の実験が継続して行なわれている。いみじくも市立図書館に併設された福生市郷土資料室は市民文化の発信基地として、年間数回の特別展示を開催して啓蒙活動を行なっている。そのほかにも不足がちな財政状況の中で、職員自らが講師となって、時代と共に消滅してゆく年中行事や伝統技術の継承に真剣に取り組んでいる。これら技術の伝授方法にはいくつかの工夫の跡が見られる。たとえばあらかじめ広報に「よらないで、図書館のロビーに机と椅子を置き、来館者が気軽に伝統技術を習得できるような方法をとっていることである。このほかにもさまざまなアイデアを出し合っている。近年小中学校の完全週五日制の実施とは裏腹に、ゆとりを無くしたといわれる先生方には是非お気軽に資料室を訪ねていただいて子どもたちの郷土意識を高めるような建設的なご提言をいただければ、文化財施策の末席をけがす一人としてこの上なく喜ばしいことである。

#### 平成17年度福生市公立学校管理職人事異動(平成17年4月1日付)

##### 転入者《敬称略》

新任校	氏名	前任校
福生第一小学校校長	本村 誠	福生市立福生第二小学校校長
福生第二小学校校長	川上 等	国立市立国立第三小学校校長
福生第三小学校副校長	天野一郎	福生市立福生第四小学校副校長
福生第四小学校副校長	佐藤有功	福生市立福生第七小学校副校長
福生第五小学校副校長	神森 正	瑞穂町立瑞穂第四小学校主幹
福生第七小学校副校長	井上 潔	杉並区立西田小学校主幹
福生第一中学校校長(1/16転任)	今井啓之	八王子市立石川中学校教頭
福生第一中学校副校長	小沼孝行	福生市立福生第三中学校副校長
福生第二中学校副校長	上田忠之	福生市立福生第三中学校主幹
福生第三中学校副校長	田邊靖夫	福生市立福生第二中学校副校長

##### 転出者《敬称略》

新任校	氏名	前任校
定年退職	榊田賢勝	福生市立福生第一小学校校長
八王子市立横川小学校副校長	小川 敏	福生市立福生第三小学校副校長
退職(1/16から3/31まで休職)	吉野仁一	福生市立福生第一中学校校長
町田市立鶴川中学校副校長	岡野裕壽	福生市立福生第一中学校副校長

# 充実した市民生活と豊かな地域社会を築くために

## 平成17年度 社会教育事業の あらまし

市民の皆さんが人間性豊かに、明るく生活していくために、様々な学習（スポーツ及びレクリエーションを含む）活動の機会を保障し、奨励・援助するための条件整備を進めていきます。日常生活を通じて学びあい、互いに連帯することによって、充実した市民生活を送り、豊かな地域社会を築きましょう。

### 青少年活動

青少年の自ら伸びようとする意欲を、家庭、学校、職場、そして地域社会が一体となって育んでいくことが大切です。今年も青少年を海外に派遣し、外国との友好親善と相互理解を深め、国際的視野をもった青少年の育成に努めます。

#### ■家庭の日の推進事業

青少年意見発表大会

#### ■青少年海外派遣事業

#### ■子ども議会（教育委員会版）

#### 文化財保護活動

長い歴史と風土の中で、今日に受け継がれてきた貴重な文化遺産、文化財が身近にあることは、市民の誇りです。文化財は変化の激しい現代の社会生活の中で、私たちが生活を振り返り、新たな情報や活力を得るうえで重要な存在となっています。

そのために文化財、歴史的環境を積極的に保護し、活用します。

- 文化財の登録と指定
- 市文化財総合調査
- 民具調査、古文書調査など
- 「報告書第33集（古文書）」の発行
- 市登録無形民俗文化財映像の普及、放映
- 郷土資料室展示活動
- ▽特別展「(仮称)日露戦争100年」
- ▽企画展「福生の雑木林」お



昨年度の子ども議会(教育委員会版)から

### 「けやの道具」

#### ■学習会活動

史跡学習会、郷土学習会など

#### ■市史の普及と情報提供

「市史」を読む会、史跡見学会、収集資料の提供など

#### 市民会館・公民館活動

##### ■大ホール

▽コンサート等の開催

##### ■小ホール

▽市民名画劇場5回開催

##### ■学級・講座・教室

▽幼児対象Ⅱ保育室事業

▽青少年対象Ⅱ自然体験・工作など

▽成人一般Ⅱ人権・環境・福祉・女性問題・保育室併設講座・文学・俳句・ハイキング

##### ■文化教室など

▽高齢者対象Ⅱ仲間と生きがいづくり事業

▽障害者対象Ⅱ「にじのはらっぱ」仲間づくりと自立を目指します

▽リーダー研修・実行委員会

▽公民館のつどい実行委員会

##### ■つどい・行事

公民館のつどい・公民館まつり(各館で実施)・女と男のフォーラムなど

#### 図書館活動

今年度、子どもの読書環境を整備するため、「福生市子ども読書活動推進計画」を策定しました。子どもが身近に本と接することができるよう、図書館、家庭、地域、学校等が連携、協力し、読書推進のための施策を実施していきます。



青少年健全育成活動

図書館は、乳幼児から高齢者まで自由に利用できます。本や雑誌だけでなく、CD・カセット、ビデオなどの資料を用意しています。

■調べものに利用できるインターネット用パソコンを中央館に2台、各分館に1台ずつ設置してあります。

■小・中学校の総合的な学習や調べ学習に関して学校との協力を引き続き行います。

■子どもたちが本に親しめるよう、ボランティアの方々や協力して進めていきます。

■西多摩各市町村との相互利用も、利用拡大がされてきているため、さらに資料の充実を努めていきます。

▽講演会↓年2回  
▽お話し会↓通年毎週1回  
(武蔵野台は月1回)  
▽子どもお楽しみ会↓ボランティア団体との共催で実施

#### 体育活動

市民の健康づくりとスポーツを振興するために、生涯スポーツの普及を重点的な目標とし、施設の整備充実と奨励、奨励を図ります。

### ◇主催事業◇

■健康づくり、仲間との交流などのきっかけのために、スポーツ教室(初心者等対象)を実施

▽テニス教室、水泳教室、カヌー教室、ゴルフ教室など  
■日ごろの練習成果の発表、地域交流のために行う大会や行事の開催

▽平成17年度市民総合体育大会、ウォークラリー大会、ハイキングなど  
■各種大会などへの選手、役員への派遣

▽第58回都民体育大会  
▽第39回東京都町村総合体育大会  
▽都民スポレクふれあい大会  
▽都民生涯スポーツ大会  
▽第15回西多摩地域広域行政圏体育大会

※その他、各種団体、地域の大会及び運動会の後援、援助を行います。

#### 体育館活動

市民の皆さんが生涯にわたる、身近な場所でスポーツを楽しむよう、専門的な立場で目的や年齢・体力に応じた各種の事業を行います。

スポーツ・レクリエーション活動に関する相談も受け付けています。

◇中央体育館事業◇  
■スポーツ教室↓幼児体操、健康体操、高齢者体操、小学生バドミントンなど全6コース(3期)  
■体力スポーツ相談↓体力測定と運動処方、専門相談員による相談 月1回

### よる相談 月1回

■講習会↓ウォーキング  
■大会・行事↓ウォーキング大会の開催、高齢者のスポーツ大会・運動会などの開催

■開放事業↓ヘルシーエクササイズ、シニアピクス、ヤング・マリアズム体操などの実施  
※その他各種団体のスポーツ・レクリエーション大会、行事に對しての指導・支援

◇熊川地域体育館事業◇  
■スポーツ教室↓小学生体操、幼児体操、高齢者軽スポーツなど全5コース(3期)  
■体力スポーツ相談

■講座・講習会↓インディアカ、ラテン・エアロ・ダンスなど  
■大会・行事↓春と秋のスポーツフェア、ビーチボール利用者交流会、障害者の運動会など

■開放事業↓エアロピクス、ビーチボール、インディアカ、ストレッチ&ダンベルエクササイズなどを毎週実施  
※個人開放中心です。

◇福生地域体育館事業◇  
■スポーツ教室↓ジュニアスポーツ、シニア体操、気功とストレッチ、高齢者筋力トレーニングなど全10コース(3期)  
■トレーニング室↓専任トレーナーによる体力測定や相談

■ピグナー講習会、ベーストレーニングタイム、ストレッチタイムなどを常時実施  
■大会・行事↓スポーツフェスティバル、障害者の運動会など実施  
※個人開放中心です。

## 第二中学校ランチルーム(ふたばルーム)オープン



平成17年4月、第二中学校のランチルームがオープンしました。昨年度から整備を進めてきました第二中学校のランチルームも今年1月末にほぼ完成し、2月、3月にかけて二中学生、保護者、一小、四小、六小の6年生及び保護者の方々に、すでに行なわれている第一中学校のランチルームで、人気のあるメニューの中から3種類を選び、日替わりでランチの試食を実施し、好評のうちに終了しました。4月から生徒たちに提供するメニューは、ランチ340円、アラカルトA(丼物)320円、アラカルトB(スパゲティ・カレー等)300円、麺類(中華・和麺)260円、パン・おにぎり100円で販売され、献立は毎月各家庭に配られます。運営委託業者はシダックスフードサービスです。スタッフの中に栄養士がおりますので、食物アレルギー心配な方はお気軽にご相談ください。

# 「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」について

平成17年2月17日に「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の協定書を警視庁と福生市教育委員会とで締結いたしました。

この制度の概要は、次のとおりです。

## 【目的】

学校と警察が連携を行うことにより、児童・生徒が、犯罪の被害者になること並びに非行及び犯罪を防止し、児童・生徒の健全育成を効果的に推進することを目的とします。

## 【情報提供】

学校と警察との連携を強化することにより、法的な手続

## 【連絡方法】

個人情報の保護の観点から、双方の連絡責任者（学校にあっては校長、警察にあっては少年育成課長又は警察署長）を限定し、電話又は面接により行います。

## 【学校における判断】

児童・生徒の問題行動が起きた場合、学校は、まず、校内で解決すること、保護者と協力して指導に当ること又は地域社会若しくは児童相談所等関係機関と連携して解決を図ることに努めなければなりません。これは、従来、学

## 【情報の活用】

この制度は、教育上の指導として子どもの健全育成のために実施するものであり、懲戒処分や叱責に直結するものではありません。

## 教育委員会の動き

平成17年1・2・3月の福生市教育委員会定例会報告

■平成17年第1回福生市教育委員会臨時会（1月14日）で次の議案が審議可決されました。

- 公立学校職員の人事異動の内申について
- 学校管理職の配置について
- 平成17年第1回福生市教育委員会定例会（1月28日）で次の議案が審議可決されました。
- 議案
- 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 報告事項
- 平成17年度主要事業予算要望のヒヤリング結果について
- 平成17年第2回福生市教育委員会臨時会（2月14日）で次の議案が審議可決されました。
- 東京都公立学校教育管理職（校長）の人事異動の内申について

平成17年第2回福生市教育委員会定例会（2月18日）で次の議案が審議可決されました。

- 議案
- 教育委員会事務局組織の改編について
- 福生市教育推進プラン（学校教育編）について
- 福生市学校給食センター運営審議会条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 福生市市民会館条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 福生市文化財保護条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 福生市輝き市民サポートセンター条例中教育委員会に関する部分に対する意見聴取について
- 教育委員会の所管する福生市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則について
- 平成16年度福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分についての意見聴取について
- 平成17年度福生市一般会計予算の原案中教育に関する部分についての意見聴取について
- 平成17年第3回福生市教育委員会臨時会（3月18日）で次の議案が審議可決されました。
- 福生市教育委員会管理職の人事異動について
- 平成17年第3回福生市教育委員会定例会（3月22日）で次の議案が審議可決されました。
- 議案
- 福生市社会教育委員の委嘱について
- 福生市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 福生市社会教育用備品の無償貸出に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 福生市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 教育委員会の所管する福生市公の施設の指定管理者の指定制の施行に関する規則について
- 福生市地域まなびあいボランティア制度実施要綱の一部改正について
- その他、福生市教育委員会事務局組織の改編に伴い各課等の規則等の一部改正が20件ありました

## 警察から学校への連絡基準

犯罪少年	強制捜査	全 件		○
		基本送致	学校における継続的な指導の必要性がある。	
犯罪少年	任意捜査	上記以外原則として		×
		簡易送致	学校における継続的な指導の必要性がある。	○
触法少年	任意捜査	上記以外原則として		×
		●悪質で再犯性が強く、社会的反響が大きな事案で、学校における継続的な指導の必要性が認められる場合 ●その他、児童・生徒の指導上連絡が必要と認められる事案		○
ぐ犯少年		全 件		○
不良行為少年	任意捜査	学校における継続的な指導の必要性がある。		○
		上記以外原則として		×
被害少年	任意捜査	学校における継続的な指導の必要性がある。		○
		上記以外原則として		×

※犯罪少年＝罪を犯した14歳以上の者。（少年法第3条第1項第1号）  
 ※触法少年＝刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者。（少年法第3条第1項第2号）  
 ※ぐ犯少年＝保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして将来罪を犯し、又は、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年。（少年法第3条第1項第3号）  
 ※不良行為少年＝非行少年（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年）に該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年。（少年警察活動要綱第2条）  
 ※被害少年＝犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年。

## 学校から警察への連絡基準

問題行動等が発生する	○
●学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動 【(例) 深刻な暴力、刃物を使った傷害等】	×
●内容が悪質で社会的反響が大きな問題行動 【(例) 援助交際、薬物使用等】	
●複数の学校の児童・生徒や非行集団・不良グループが関係した問題行動 【(例) 暴走族、深刻な学校間抗争等】	
●児童・生徒が犯罪に巻き込まれたり、被害者となったりすることを防ぐために、警察の協力が必要な場合 【(例) 児童虐待等】	
●その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断した問題行動	
●学校内の対応で問題行動の解決が図られる。	
●保護者と協力し、学校と家庭での指導が充実する。	
●地域社会、警察以外の関係機関との連携によって問題行動の解決が図られる。	

○東京都公立学校教育管理職の人事異動について

■平成17年第2回福生市教育委員会定例会（2月18日）で次の議案が審議可決されました。

- 福生市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 報告事項
- 平成17年度主要事業予算要望のヒヤリング結果について
- 平成17年第2回福生市教育委員会臨時会（2月14日）で次の議案が審議可決されました。
- 東京都公立学校教育管理職（校長）の人事異動の内申について

○福生市教育委員会管理職の人事異動について

■平成17年第3回福生市教育委員会定例会（3月22日）で次の議案が審議可決されました。

- 議案
- 福生市社会教育委員の委嘱について
- 福生市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 福生市社会教育用備品の無償貸出に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 福生市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 教育委員会の所管する福生市公の施設の指定管理者の指定制の施行に関する規則について
- 福生市地域まなびあいボランティア制度実施要綱の一部改正について
- その他、福生市教育委員会事務局組織の改編に伴い各課等の規則等の一部改正が20件ありました

□次月の教育委員会定例会  
 (予定)  
 日時  
 4月22日(金) 午前10時  
 5月27日(金) 午前10時  
 6月23日(木) 午前10時  
 場所 教育委員会会議室